

## 議案第40号

さいたま市子ども・青少年希望基金条例の制定について  
さいたま市子ども・青少年希望基金条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市子ども・青少年希望基金条例

(設置)

第1条 子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市子ども・青少年希望基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子ども及び青少年の健全な育成並びに子育ての支援に関する事業の

実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。